

公職選挙法による供託手続について

福岡法務局

公職選挙法(供託)

第92条 第86条第1項から第3項まで若しくは第8項又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。)を供託しなければならない。

1	衆議院(小選挙区選出)議員の選挙	300万円
2	参議院(選挙区選出)議員の選挙	300万円
3	都道府県の議会の議員の選挙	60万円
4	都道府県知事の選挙	300万円
5	指定都市の議会の議員の選挙	50万円
6	指定都市の長の選挙	240万円
7	指定都市以外の市の議会の議員の選挙	30万円
8	指定都市以外の市の長の選挙	100万円
9	町村の議会の議員の選挙	15万円
10	町村長の選挙	50万円

第268条 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。

第1 供託をされる場合

1 公職選挙法第92条による供託は、別紙1の供託所において、平日は午前8時30分から午後5時15分まで取り扱います。

福岡法務局本局及び北九州支局（現金取扱庁）以外の供託所（非現金取扱庁）では、供託金を指定の銀行に納付していただきますが、銀行の事務取扱時間は、銀行の開店時間である午前9時から午後3時までです。

ただし、告示日（又は公示日）については、供託所及び銀行での取扱時間は午後5時までとなっています。

また、供託金を最寄りの金融機関から振り込む方法のほか、郵便局等のATMを利用して、電子納付（ペイジー）により納付する方法（ただし、利用限度額があります。）もあります。

詳細は、各供託所へお問い合わせください。

2 告示日（又は公示日）が土曜日・日曜日及び祝日等の休日に当たる場合は、当該日における供託事務は指定された供託所で午前8時30分から午後5時まで取り扱います。

非現金取扱庁である供託所及び納付すべき指定の銀行の事務取扱時間も同様です。

3 選挙供託は、告示前（又は公示日）でもすることができます。

4 供託は、所定の様式による、専用の用紙（OCR用紙）に記載した「供託書」を提出して、手続をしていただくことになります（インターネットからオンラインで申請することも可能です。）。

「供託書」の専用の用紙は、各供託所の窓口に備え付けています（インターネットから取得した様式のものは使用できません。）。

「供託書」の様式は、供託の目的物の種類（金銭又は振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。以下同じ。））により異なります。

なお、本人が供託所に直接申請できない場合には、使者による取扱いもできます。

おって、代理人により供託の手続をされる場合には、立候補者本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を併記する必要があります。この場合、立候補者が署名（又は記名）した委任状（別紙2参照）を持参

してください。

5 以上のはか、次の点に御留意願います。

- (1) 供託者の住所、氏名は、本人の住民票上の住所（事務所等の住所ではありません。）、戸籍上の氏名を正確に記載してください。
- (2) 供託書に記載する文字は、楷書で正確にはっきり書いてください。
- (3) 供託金の金額及び年月日は、アラビア数字「1・2・3…」を用い、金額の頭に¥マークを記載してください。
- (4) 供託書の記載事項については、供託金額以外の事項については訂正することができます。

訂正方法については、最寄りの供託所へお問い合わせください。

6 供託は、金銭又は供託金額に相当する振替国債でしていただきます。

なお、振替国債で供託をされる場合は、供託所へお問い合わせください。

7 供託の手続をする供託所は、最寄りの供託所で差し支えありません。

ただし、告示日（又は公示日）が土曜日、日曜日、休日で、告示日（又は公示日）当日に供託する場合は、指定された供託所となります。

8 供託の申請自体には、供託所での手数料は不要です。

ただし、振込みにより供託金を納付する場合には、金融機関での振込手数料が必要となります。

なお、インターネットバンキング又はA T Mを利用して電子納付をする場合は手数料は不要ですが、各金融機関において利用限度額が設定されていますので御注意願います。

第2 供託金の払渡しを請求される場合

1 供託金払渡請求書の提出

公職選挙法施行令第93条第2項の規定により、供託金の取戻請求をされる場合には、所定の様式による「供託金払渡請求書」を提出していただきます。

「供託金払渡請求書」は、各供託所に備え付けているほか、法務省ホームページにも掲載しています。

ただし、金銭以外の供託物の払渡しについては、供託をした供託所へお問い合わせください。

2 払渡請求に必要な添付書類

請求書には、次の書類を添付しなければなりません。

- (1) 選挙長が発行する供託原因が消滅したことを証する書面
- (2) 代理人により払渡請求をされる場合には、委任状（別紙3参照）

3 供託をした後に、供託者が住所又は氏名を変更した場合には、変更を証する書面（住民票又は戸籍謄本など）の添付を要します。

4 供託金の払渡しは、①請求者本人名義の預金口座への預貯金振込みによる方法、②代理人名義の預金口座への預貯金振込みによる方法（委任状が必要です。）③各供託所の指定する日本銀行支店又は代理店で現金化可能な小切手をお渡しする方法があります。

詳細は、各供託所へお問い合わせください。

(別紙1)

供託所(法務局)一覧表

名 称		所 在 地	電話番号	備 考
福岡法務局		福岡市中央区舞鶴3-5-25	092-721-4570(代表)	現金取扱庁
			092-721-9184(直通)	
〃	筑紫支局	筑紫野市二日市中央5-14-7	092-922-2881	
〃	朝倉支局	朝倉市菩提寺480-6	0946-22-2455	
〃	飯塚支局	飯塚市芳雄町13-6 (飯塚合同庁舎4階)	0948-22-1580	
〃	直方支局	直方市新町2-1-24	0949-22-1144	
〃	久留米支局	久留米市城南町21-5	0942-39-2121	
〃	柳川支局	柳川市一新町1-9	0944-72-2640	
〃	八女支局	八女市稻富127	0943-23-2603	
〃	北九州支局	北九州市小倉北区城内5-1	093-561-3542	現金取扱庁
〃	行橋支局	行橋市大橋2-22-10	0930-22-0476	
〃	田川支局	田川市中央町4-20	0947-44-1426	

(別紙 2)

委 任 状

住 所
氏 名

上記の者に下記事項を委任する。

記

令和 年 月 日に行われる（予定の） 選挙につき、
候補者として当該選挙長に立候補の届出をするための供託手続に関する一切
の件

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(別紙3)

委任状

住所
氏名

上記の者に下記事項を委任する。

記

福岡法務局

令和 年度 金 第 号
元本合計 金 円也

上記供託金及び利息の払渡請求並びに受領に関する一切の件

令和 年 月 日

住所

氏名